

○議事日程

令和4年12月15日(木) 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

9名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

1名

8	番	渡邊	憲司	君
---	---	----	----	---



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	小関	久志	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	中村	宏泰	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

書 記 朝 倉 修 一
健 康 推 進 課 課 長 補 佐 渡 邊 二 志 夫

開議

午前10時 開議

○議長（後藤友紀君） ただいま欠席届が8番 渡邊議員から提出されています。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

また、岩田議会事務局長は所用により本日の会議を欠席、代わって朝倉主幹が入り、朝倉主幹の代理として渡邊健康推進課課長補佐が入りますので、ご承知おきください。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において6番 松原浩二議員、7番 櫻井 明議員の両名を指名します。

第2 一般質問

○議長（後藤友紀君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） 改めましておはようございます。6番議員、松原でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき大きく4項目について分割でお尋ねいたします。

第1項目めですが、防災についてお尋ねします。

災害関連については、今までにも私を含め多くの議員が質問してまいりました。ここで、今後に向けての準備や対応などを再確認させていただきます。

世界で、また日本各地でも地震や干ばつ、水害などの災害に見舞われ、多くの被害者が出ています。それらに備えるべく食料や水などの備蓄や、またどのような行動を

すべきかという訓練もされてきました。しかし、ここ3年ほどは新型コロナウイルスの影響により人が集まることを避けなければならず、いざというときのための訓練など行われなかったという状況でした。岐南町においての想定される災害としては、ゲリラ豪雨などによる浸水水害と南海トラフ地震とされます。南海トラフ地震は、今年11月8日の気象庁の報告によると、南海トラフ沿いの大規模地震、これはマグニチュード8から9クラスということですが、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、切迫性の高い状態であるということでした。現在のところは特段の変化は観測されていませんということでございましたが、これはいつ起きるかも分からないことでございます。

今までに町や各自治会などで災害対応のため食料、飲料水、発電機、簡易トイレ、段ボールなどを備蓄し、訓練においては消防や自衛隊などにご協力いただき、毎年行ってまいりましたが、先ほど述べましたように、新型コロナウイルスの影響により近年は滞っておりました。しかし、安全・安心な生活を守るべく町の対応についても考えていかなければならないと思います。そこで、以下3点についてお尋ねします。

1点目、防災訓練についてお尋ねします。

新型コロナウイルスの影響により中止されていたことがありましたが、今年度においては自治会ごとに数名の参加により各小学校区ごとで行われましたが、今回の訓練における効果や改善点などはどのようなものであったのでしょうか。また、今後の防災訓練の形式はどのようにされていくのか、お聞かせください。

2点目、災害対応の備蓄品についてお尋ねします。

災害時の対応に当たり備蓄してあるものは何か。また、それらの消費期限や経年劣化などにより使えなくなっていないかチェックを行っておられるのでしょうか。また、それらの使用方法など担当職員は使用または指導できるのでしょうか、お尋ねします。

3点目、避難発生時の対象地域についてお尋ねします。

今年も豪雨などにより避難場所を開所した際に、対象地域が町のほうから発信されましたが、指定された地域の町民だけでよいのか、例えば今年9月23日に高齢者等避難発令が出されましたが、このときは境川沿いの三宅1丁目、3丁目、上印食1丁目、2丁目、八剣北1、2、3、7丁目とありましたが、そのままのみにされると、例えば三宅で言うと、1丁目と3丁目以外はだめなのかというふうに思われる方があります。過去にすぐ南側、三宅2丁目においても水に浸かった経緯があります。ということで1メートルほどかさ上げしてから家を新築される場所もあり、特定地域に関しては検討されたほうがよろしいと思いますが、お考えをお聞かせください。

1項目め3点、以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の1項目め、防災についての1番目のご質問、防災訓練についてお答えを申し上げます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止とさせていただきますが、今年度は自治会、行政が参加した総合防災訓練を開催することができました。今回の防災訓練は校区別で小学校体育館を使用し、自治会及び消防団、小学校教諭、若手や女性職員を中心とした役場職員の参加により、防災に対する知識向上と意識高揚を図ることを目的として実施いたしました。

避難所運営につきましては、感染症対策を盛り込んだ上で、自治会の皆様に実際に防災備品に触れていただきました。マニュアルに即した運営だけではなく、より実践を意識して行動につなげていただけるよう工夫したことは、防災意識を高める一助となったと認識をいたしております。

参加いただきました自治会長に対するアンケートでは、非常に良好な成果を得られたが4割、良好な成果を得られたが5割との回答をいただきまして、防災知識の向上と意識高揚の目的を掲げた訓練には一定の成果があったものと考えております。しかし、コロナ禍での開催で参加人数に制限を設けざるを得ない状況でありまして、多くの町民に参加できなかった点は非常に残念でございました。

次年度以降、どのような形式で実施するかは現時点においては未定でございます。しかしながら、地域で助け合う共助の強化が必要でありますので、今後につきましては各自治会が個別で実施する防災訓練において、必要となる訓練メニューを町から提示するなどの手法を検討してまいります。地域における防災訓練を自治会任せにすることなく、町が支援する形で実施を模索し、自治会在り方検討会等に諮り、進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、災害時対応の備蓄品についてお答えを申し上げます。

町で備蓄している災害用備品は多くの種類がございますが、特に多いものとして毛布とトイレがございます。毛布は3,600枚あり、30年以内で発生確率が70から80%と言われている南海トラフ地震の想定避難者数以上の数を保管いたしております。

また、今回の防災訓練におきましても、実際に触れていただきましたが、段ボールを使用したボックストイレが700個以上あり、ボックストイレ用の凝固剤は3万回以上使用できる量を備蓄いたしております。トイレについては、ボックストイレのほかに、小中学校に整備してあるマンホールトイレ用のトイレが29基、どこにでも設置可能な便槽付の組立仮設トイレが14基、備蓄しております。

その他の主な備蓄品といたしましては、エアテント2基、発電機32基、うち4基は投光器搭載のものでございます。食器セットは1,600人分、避難所用間仕切り8畳用が90部屋分、4.5畳用のものが65部屋分、2メートル平方の間仕切りが144部屋分、ワンタッチパーティションは133部屋分ございます。そのほかに簡易ベッドが160個、エアマットが200個、タオル類は5,700枚、マスクは7万4,250枚などがございます。

消費期限のある食料や水につきましては、5年間のローテーションで必要量を確保できるよう購入し、消費期限が近いものについては、防災訓練において使用いたしております。

コロナ禍にあるここ数年は、防災訓練に多くの町民が参加できない状況下において、アルファ化米を学校給食で使用し、小中学校の児童生徒にも災害時の疑似体験をしていただいているところでございます。なお、それでも余る場合につきましては、町と県の社会福祉協議会へフードバンクに寄附することで有効に活用いただき、廃棄することのないよう努めております。

水につきましては、消費期限が切れたものであっても手洗いやトイレ用の水として使用できることから、廃棄することなく、そのまま備蓄しております。

防災備品の発電機や投光器につきましては、劣化の状況や不具合がないかを消防団の訓練時や防災担当者による定期的な運転をすることによってチェックを行っております。

次いで、職員が使用方法など把握できているかにつきましては、避難所開設に選任された職員は毎年出水期前に避難所設営の訓練を行っております。避難所で使用する備品につきましては、使用方法の確認も行い、設営方法や設営場所、コロナ対策などの訓練を実施いたしております。

しかしながら、全職員が全ての防災備品を扱うことはできません。そのため、総合防災訓練におきまして、各課の業務継続計画に基づき、初動対応に必要な備品の保管場所、設営方法、使用方法などを確認するため、実際に防災備品を持ち出し、使用する訓練を行っております。

今後も、いつ起こるか分からない災害に対し、職員が即座に対応できるようマニュアルに即した基本行動だけではなく、より実践を意識した行動に移すことができるような訓練としていくことで職員の防災知識の向上を図り、迅速な活動につなげるよう努めてまいります。

続きまして、3番目のご質問、避難発生時の対象地域についてお答えいたします。

現在、避難指示等避難判断伝達マニュアルでは、境川の馬橋観測所の推移上昇により、避難判断水位である10.3を超え、さらに水位上昇が見込まれる場合には、高齢者

等避難の発令を防災行政無線、ホームページ、LINE、大手携帯電話会社の緊急速報メールを活用して、町内全域に周知することとなっております。

境川の水位上昇による高齢者等避難を発令する際の避難対象地域といたしましては、本町に影響する境川の観測所がある馬橋付近の川幅が極端に狭く、氾濫の危険性を帯びているため、この地域に限定して発令を行っております。詳細としては、三宅1丁目及び3丁目、264世帯589人、上印食1丁目及び2丁目、368世帯779人、八剣北1丁目から3丁目及び7丁目、680世帯1,504人の合計1,312世帯2,872人を対象に発令をいたしております。避難所として北町民センターと東町民センターを開設し、防災行政無線、緊急速報メール、LINE、町のホームページで住民に周知をいたしております。

この高齢者等避難を発令する際には多くの職員が登庁している状況でありますので、境川の水位上昇に応じて順次避難所を開設することは可能であり、今後水位上昇が見込まれる場合には、避難が可能となるよう早期にかつ状況が悪化する以前に次の避難所を開設し、住民に周知することといたしております。そのため、高齢者等避難の発令には馬橋観測所付近の境川沿いに限定して対象地域を絞っております。しかしながら、議員ご指摘のように、避難対象地域以外の方も早めに避難していただけるよう発令時の内容を見直し、避難対象地域の方しか避難できないのではないかとの誤解が生じないように周知してまいります。

また、高齢者等避難の次の段階である避難指示発令の際には、避難所の数を増やし、対象地域を広げ、住民に周知することとなるため、今後の被害状況の予測等や隣接する市町の状況を確認しながら検討いたしてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） 続きまして、2項目め、保育園・認定こども園についてお尋ねします。

人口増加傾向の岐南町において、子育て世代の方も多く、人口減少、過疎化していく町に比べて非常にありがたいことだと思います。そのために受け入れる施設、設備や体制が重要であると思います。ということで、以下2点お尋ねします。

1点目、置き去りなどのチェック体制についてお尋ねします。

最近、保育園や幼稚園などにおいてバス置き去りにより貴い命が奪われるという報道が続いてありました。送迎バスに置き去りにされ熱中症で亡くなる、また父親が1人下ろし忘れなのか、同様に幼い命が奪われるということがありました。

岐南町においては、保育園などは全て民営化されましたが、送迎に関してはバスで

はなく保護者が行っているのですが、バス置き去りということはありませんが、あの事件の一連の中で、誰か一人でも気づけば回避できたとも言われ、それによって保育園などの側、また欠席園児の確認など、先生の責任も問われるような状況も生まれてきたようです。

町としても大事な岐南の子供たちを預かっていただいていることで、園児の出欠の確認など、園側の体制をいま一度確認され、保護者の方も安心して子供を預けられる体制、また園側の先生が誹謗中傷など受けられることのないようにされるべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、父親の下ろし忘れについては考えられないことと思いますが、3姉妹が同じ園であったら下ろし忘れもなかったのかとも考えられ、岐南町においても兄弟姉妹が別々の園にならないよう配慮すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

2点目、保育施設の老朽化の対応について。

これは以前にも質問させていただいておりますが、学校や保育園など、建て替えのときがいずれやってきます。その際に場所や規模など検討されると思います。過去に中保育園が雨漏りなど老朽化が激しく、建て替えされるに当たり、現在では岐南さくら認定こども園けやきの杜として新設されました。同様にうれしの東保育園やうれしの認定こども園、さくら保育園ですが、築40数年がたち、雨漏りなど老朽化が激しくなっております。窓サッシももし壊れてもメーカー側が古くて廃盤になっており、また外壁など部分補修で延命している状況ですが、園児もいっぱいになっていることも含め、今後の対応をどのようにされるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松原議員の2項目目、保育園・認定こども園に関する1番目のご質問、置き去りなどのチェック体制についてお答えいたします。

本年9月に静岡県牧之原市の認定こども園で3歳の園児が保育施設の送迎バス内に置き去りにされ、亡くなるという事件がございました。昨年7月、福岡県中間市の保育園で、園児が送迎バスに取り残され、熱中症で亡くなった事件の教訓が生かされませんでした。

こうした深刻な問題を解決するため、国は初の実態調査に乗り出しました。重大な事案には至らなかったものの、危険な状況、いわゆるヒヤリハット事例を調査し、留意点を集約したマニュアルを今年度中に作成することを決定したところです。

町内の保育園・認定こども園におきましては、以前からバス送迎はございませんので、本町における送迎バス内の置き去り事案の心配はございません。また、町外の幼稚園等に通園している園児につきましても、これまでのところ同様の事案に遭遇した

という報告は受けておりません。

しかしながら、議員ご説明のとおり、置き去り事案はバスの送迎時に限ったことではなく、先月、大阪府岸和田市で保護者が自家用車に乗せた子供を保育園に預け忘れ、長時間放置されたあげく車内で亡くなりました。事故の主な原因は、登園していないことを知っていた職員が保護者への確認連絡を失念していたということにあります。町内の保育施設では、そのような事故の防止策として、朝一番に点呼を行った上で出欠状況を職員間で共有しております。もし、保護者から事前の連絡がないにもかかわらず登園していないことが判明した場合は、必ず保護者に連絡し、事件等に巻き込まれていないかなどの疑いも含め、園児の所在確認を徹底しております。また、兄弟姉妹の場合、空き状況によっては一時的に別の保育園に通う場合もございますが、保護者の希望に沿って原則同じ保育園で入園調整できるよう配慮しております。

さらに、散歩に出かけた公園から帰ってくる際、そのまま園児が公園に取り残されるなど、全国的にお散歩中の置き去り事案も増えております。様々な置き去り事案を受け、町内各保育施設に対し、出発前後の点呼や監視体制を強化し、園外活動時にも最新の注意を払うよう指導してきたところでございます。

また、事故防止の対策としてICT技術も導入されております。社会福祉法人登豊会では、ICカードで登園時刻などを管理する登降園管理システムを導入しております。これは園児が持つICカード内に内蔵されたICチップにより、登園や降園の情報が保護者のスマホなどに通知される仕組みで、保護者に大変評判であるとのことでした。このシステムは、国の補助制度が活用でき、多忙な保育士の負担軽減にもつながることから、まだ導入されていない保育園に対し情報提供や検討を促してまいります。

次に、2番目のご質問、保育施設の老朽化の対応についてお答えします。

町内の保育施設は、さくら保育園やうれしの東保育園の築46年をはじめ、施設の老朽化が進んでおります。軽微な修繕については、各法人で対応いただいておりますが、施設の老朽化に伴い必要な修繕箇所や改修規模は年々増加してまいります。民営化以降は園児が快適かつ安全に過ごすことができるよう、各法人において施設の長寿命化や環境改善に努めていただいております。

民間の保育施設につきましては、大規模改修や増改築に対する国の保育所等整備交付金や、県の保育所等緊急整備事業費補助金、空調機やフローリングの交換など、備品購入費等に対する県の保育環境改善等事業費補助金がございます。今年度は、県の保育所等緊急整備事業費補助金を活用し、岐南さくら保育園が遊戯室のカーペット張り替え工事、うれしの東保育園が教室入り口の人工芝の張り替え工事を行いました。その他の園におきましても、来年度以降、順次有効に活用していただく予定であります。

す。これまでのところ運営方針から大規模改修の予定は伺っておりませんが、今後要望がございましたら、必要に応じ協議してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） 最近では虐待の報道等もあります。保護者が安心して預けられるよう、町としての対応もお願いするところであります。

続きまして、3項目め、小学校・中学校についてお尋ねします。

以前にも小学校や中学校について、施設、設備や不足している先生確保など質問させていただいておりますが、そういったこと、また新たなことも含め質問させていただきます。このようなことなどについて、先日町長にもお忙しい中お時間を割いていただき、学校内や通学路など現況を実際に見ていただきましたので、期待を込めて質問させていただきます。

今回の質問に当たり、各小中学校の校長先生、教頭先生、またPTA、保護者、小学校や中学校の児童生徒にそれぞれお話を伺い、現状について改善すべきところ、町の対応を期待するところ、思うところ、以下4点についてお尋ねします。

1点目、通学路の安全確保についてお尋ねします。

通学路に関しては、毎年卒業と新入学ごとに児童生徒も入れ替わることにより、また現状の通学路沿いに建物など新しく建つなど、障害物により見通しが悪くなり、危険度が上がったときなど、集合場所などを含め細かいところでの変更もあるようです。町長におかれましては、定期的に道路など、町中のチェックをされておられますので、ぜひとも通学路についても既に聞かれておられるところもあると思いますが、町民の安全・安心な暮らしのため継続してお願いしたいものです。

安全な通学路のためには、現況を確認するべきですが、それについては現場の学校、保護者、児童生徒、また見守りの方々などと調整をされておられるのでしょうか。付随して、中学校の通学路において、例えば中部排水路沿いのJR地下道や羽島用水沿い国道22号線下ですね、この地下道の照明が薄暗く、恐らくクモの巣が張って気持ち悪さと相まって、そういった印象であると思われそうですが、クモの巣の除去等は定期的にやっただけでないでしょうか。もう一つ、新所平島線の工事期間が長くなり、迂回路が拡幅され、当然ながら大型車両も多く通ります。岐南中学校の通学路の安全性についてお尋ねします。

2点目、教室数についてお尋ねします。

何度も聞いてきておりますが、町の人口増加とともに児童生徒も増加し、現在東小学校においては教室及びトイレの増築が行われています。来年度に向けて今年度完成

予定と聞いておりますが、予定どおりであるのか、進捗状況をお尋ねします。

また、国において40人学級から35人学級へと進められていく傾向であり、岐南中学校においても教室数が不足と予測されると思いますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

3点目、トイレと生理用品についてお尋ねします。

小中学校のトイレの洋式化を進めていく上で、今年度は北小学校、来年度には東小学校と西小学校の大改修が予定されておられるようですが、計画としてはどのようなお尋ねします。

洋式化については、子供たちの中には自分の家に帰るまで我慢している子もあつたり、修学旅行の休憩の際にも洋式のほうに行列ができるなど、洋式が必然の時代になり、早急に進めていただきたいものです。

また、トイレの清掃についてですが、児童生徒らが自分たちの使う場所を自分たちがきれいにする、これは教育の部分でもあり、大事なことであると思います。サッカーワールドカップでの日本選手やサポーターの行為は世界中から賞賛されているものですが、原点としてあることと思います。しかし、現場の状況を見ると、やはり子供たちが掃除することにも限界があり、便器などの黒ずみやほこりがたまっている状態のままなど、きれいにし切れていないところが多々あります。ウイルスや菌の影響を考えると、例えば定期的に専門の業者に行っていただくことが望ましいと考えます。子供たちが掃除するとき、初めがきれいなほうがやりやすいと思いますが、お考えをお聞かせください。

付随して、岐阜トヨペットさんが毎年ボランティアで掃除や草引きなどしていただいていることに感謝申し上げます。

また、東小学校においてPTAの計らいで、女子トイレに生理用品を設置してあります。あくまでも緊急用で、これについては西小学校でも東小学校のノウハウを参考に、今年度途中からですが、設置に至っております。岐南中学校PTAも同様にしたというお考えをお聞きしましたが、小学校に比べ対象となる人数が多いため、予算の都合で行われておりません。最近では、ひとり親や貧困家庭などのためにクラウドファンディングをされる法人やオフィス、学校、公共施設などに無料で常備されるオイテルという企業もあります。保護者の方々からの要望もあり、ぜひ町として対応していただきたいと思いますが、お考えをお尋ねします。

4点目、鳥のふんについてお尋ねします。

学校の教室やトイレなどの状況のほかにも、ベランダの鳥のふんがかなりひどいところがあり、恐らく掃除の範囲ではないのでしょうか。しかし、例えばハトのふんなど

どにはヒストプラズマ病やサルモネラ食中毒などの危険性があるとされているので、新型コロナウイルスの影響により窓を開けての授業が続くこともあり、除去すべきと思われるが、お考えをお聞かせください。

以上、3項目よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 松原議員の3項目め、小学校・中学校についての1番目のご質問、通学路の安全確保についてお答えをいたします。

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、当年8月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議をいたしました。その後、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成26年12月に羽島郡二町通学路安全推進会議を設置し、関係機関の連携体制を構築いたしました。

具体的には、毎年PTAによる通学路の点検を行うとともに、2年に一度、小中学校の職員、道路管理者、警察、自治体関係課が参加して、羽島郡二町通学路安全推進会議を開催しております。本年度は開催の年であり、11月24日に行いました。

各学校からの点検結果並びに対策内容を報告、交流し、対策が必要な箇所については歩道の整備や防護柵設置などハード面と、交通規制や交通安全教室などソフト面での対策を検討いたしました。松原議員ご指摘の岐南中学校の通学路に関しましては、今年度の会議において8か所の点検結果が挙げられておりました。

各箇所における通学路の状況や危険と思われることでは、交通量の多さ、通行禁止時間帯と登下校時間帯との不一致、通学路が幹線道路への抜け道になっていること、見通しの悪さなどが挙げられておりました。その対策として、待避場の確保、注意喚起の看板設置、白線の引き直し、信号機の設置等の要望を伝えるとともに、学校においては交通安全指導を計画的、継続的に行うこととしております。

なお、付随のご質問でありました岐南中学校の通学路に関しましては、私の答弁終了後、土木部長のほうから回答させていただきます。

続いて、2番目のご質問、教室数についてお答えをいたします。

初めに、東小学校増築工事の進捗状況でございますが、一部資材の調達遅れに伴い、当初の予定工程表と比べ若干の遅れはございますが、年内に躯体コンクリート打設を終了して、予定どおりの2月の完成を目指して工事を進めているところでございます。

続いて、教室数につきまして、議員ご指摘のとおり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等が施行されました。社

会の変化や児童生徒の多様化が見られる状況下において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備するために、学級編制の基準を40人から35人に段階的に引き下げるものでございます。本年度は小学校1年生から4年生まで、中学校では1年生、2年生が35人以下の学級でしたが、今後も段階的に進められると聞いております。

そうしたことも踏まえ、児童生徒数を長期的に把握し、学級数の変化についても生涯教育課と連携を図りながら、将来像を描きながら進めておるところでございます。したがって、来年度以降も教室数が不足するような事態に陥らないよう留意して進めております。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟 土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 松原議員の3項目めのご質問、小学校・中学校についての1番目、通学路の安全確保についての地下道の照明灯の管理、クモの巣、新所平島線の通学路安全対策についてお答えいたします。

議員ご指摘の地下道照明灯のクモの巣につきましては、先日職員により除去、清掃したところでございます。今後も地下道を含め、道路施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、新所平島線事業は県事業でございますが、仮踏切設置に伴う通学路の安全対策につきましては、仮設道路の歩道に安全対策を実施し、通行者の安全を確保した上で供用する計画でございます。今後も安全面を含め事業の推移を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 堀場康伸 住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 松原議員の3項目め、3つ目のご質問、トイレと生理用品についてお答えいたします。

東小学校の南舎及び西小学校の南舎のトイレ改修工事については、改修する便器を全て洋式化にすることや、各棟1か所以上、多目的便所を設置するよう計画しております。

また、衛生面におきましては、床を湿式から乾式にいたします。便器については、耐傷性、防汚性に加え、抗菌、抗ウイルス、防臭、高い清掃性を持ったものにいたします。さらに、小便器回りは汚垂石とし、飛びはね等においても簡易に清掃ができ、常に清潔なトイレにできるよう改修する予定でございます。これらのことから、専門業者による清掃のほうは考えておりません。排水の詰まりなどの不具合については、連絡をもらいましたら速やかに対応してまいります。

トイレへの生理用品の配備につきましては、一部小学校において既にPTAの協力

を得て進めているところでございます。岐南中学校では保育室で養護教諭が生理用ナプキンやショーツなどの在庫管理をしており、必要とする生徒に配布をしております。これまでは、渡した物の同等品を学校に返却する貸与という形を取っていましたが、現在は無償提供に切り替えております。

経済的理由で生理用品を購入することが難しい生理の貧困が社会問題となっている中、また家庭の事情により、家族に生理になったことや、生理用品が必要だということ伝えることが難しい子供もいると思われれます。こういった悩みについて相談できる窓口としての役割を果たしているのが保健室であり、どんな児童生徒にとっても安心して安全な場所となるよう努めています。

養護教諭は訪れる児童生徒に対して体や心の成長に関して指導やアドバイスすることができ、困り事の背景にある要因を理解することで、行政と連携を取ることができ、家庭支援につなぐことも重要な役割の一つであると捉えています。したがって、保健室で生理用品を提供するやりとりは、その相談のきっかけづくりでもあると捉えています。

しかしながら、児童生徒がふだん利用するトイレに生理用品が設置されており、緊急時に簡単に使用できる環境があることで安心して学校生活を送ることができる理由の一つになると考えられます。生理用品メーカーからの無償提供もいただいておりますので、これらを活用しながらトイレへの生理用品の設置を進めてまいります。

次に、3項目め、4つ目のご質問、鳥のふんについてお答えいたします。

現在、東小学校では教室外のベランダ上に設置されている配管や手すりにカラスが止まり、ベランダにふんを落とす事案を確認しております。ふだんの学校生活の中で児童らがベランダに出る機会にはありませんが、不衛生であることは確かであり、教諭らがその都度清掃を実施しております。また、学校用務員が被害箇所には防鳥ネットを設置するなど対応しているところでございます。

以前、岐南中学校でもハトによるふん害を確認しておりますが、配管のつりボルトなどに防鳥ネットを設置するなど、対策を講じたことで寄りつかなくなったこともございましたので、同様の対応で解決するものと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） 生理用品についてやっていただけるということでありがとうございます。

では最後、4項目め、予算についてお尋ねします。

町の財政運営は最重要であります。町の運営に人件費や物件費など、経常経費また

新規事業などを行うための費用など、税収入など絶対に必要なものです。財政力は大きいほうがよろしいかと思いますが、それぞれの町の状況などにより違いがあります。

ここ3年ほどは新型コロナウイルスの影響があり、全国的にも大きく税収を減らす予想もされてきました。岐南町においてもリーマン・ショック並みのダウンと想定されていたということ、また実際にはそれほど落ちることもなかったという報告もいただきましたが、今後については世界の情勢にも影響を受けながら、様々なことを考えに入れ予算編成をされていくべきだと思います。そこで、以下2点について質問させていただきます。

1点目、令和5年度の予算編成の方向性はどのようなか。

先ほども述べたことも関連していますが、令和5年度の税収見込み、基金の推移、また新規事業と見直すものはどのようなか。現時点でのお考えをお聞かせください。

特に、私が言いたいのは、健康維持のための予算は各種保険料の上昇や町民の快適な暮らしのためにも他市町村の施策も参考にして進めていくべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、要支援1、2の町負担の効果について検証すべきと思われるが、お考えをお聞かせください。

2点目、将来に向けて長期の方針についてお尋ねします。

岐阜県内において面積の小さいほうから2番目の岐南町ですが、人口は増加傾向、よって住宅もたくさん増え、またスーパー、コンビニ、飲食店、その他たくさん増えてきていると思います。

1点目で来年度予算についてお尋ねしておりますが、当然ながら3年、5年、10年、また30年先までも見据えていかなければなりません。予算を組むに当たり、少ない面積での税収の確保が大事と思われる。そのような考えに基づき、町内の土地の利用状況を再確認し、用途地域の見直しなどを考えるべきではないでしょうか。例えば、徳田地区の市街化調整区域の変更や、そういったことにおける企業誘致での税収確保が必要ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、企業誘致に関しても、今までは岐南町は立地条件のよさから向こうから来てくれる状況であったと思われるが、人口減少していくこれから先の町のためにも、今のうちから企業誘致条例を制定するなど、税収の確保を進め、もちろん業種によっては例えば災害協定締結など町と連携し、町や町民に利益をもたらすことを考えていくべきだと思います。他市町村が既に行っているように、町内に新設、増設また移設する事業所に必要な奨励措置を講じ、産業振興や雇用を図り、町の発展にも寄与することが大事と思いますが、お考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の4項目め、令和5年度の予算編成の方向性はどのようなかについての1番目の税収見込みについてお答えを申し上げます。

令和5年度の税収見込みにつきましては、本年度当初予算額を約1億円上回る41億円を見込んでおります。主な税目の内訳ですが、個人住民税につきましては、11月1日現在の納税義務者数が前年より増加しており、また1人当たりの給与所得金額も増加していることから、本年度を上回る15億3,000万円を見込んでおります。また、法人町民税につきましては、コロナ禍による景気の回復途上にありますことから、微増の2億5,000万円を見込んでおります。次に、固定資産税につきましては、特に家屋について町内での新築家屋建築が堅調に推移していることから、本年度を上回る総額19億6,000万円を見込んでおります。

以上が現時点での令和5年度の主な税収見込みでございますが、町税にあっては主財源の根幹をなすものであるため、今年度の予算編成作業におきまして、税制における国の動向に留意するとともに、経済情勢の動向等を十分に勘案し、精査の上、予算計上させていただき予定でございます。

2番目の基金の推移につきましては、現時点では歳出総額が確定しないため、基金繰入額も未確定であり、明確にお答えすることは困難な状況でございます。令和5年度の歳入の見通しは、町税の増収を見込むものの、コロナ禍の長期化やロシアのウクライナ侵攻による影響で、経済の先行きの不透明さが増大しており、予断を許さない状況でございます。

また、地方譲与税や地方消費税交付金をはじめとする各種交付金等の増の要因は見られず、一般財源の大幅な増収を見込むことは難しいことから、依然として厳しい状況が続く見込みです。

一方、歳出では増加傾向にある社会保障関係経費への対応を図りつつ、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応や、原油価格・物価高騰等に対して町民生活と地域経済活動を支える取組のほか、公共施設の老朽化などの課題に取り組んでいく必要がございます。また、デジタルトランスフォーメーションの推進、防災対策、環境施策など、時代の要請に応じた施策の展開が求められていることに加え、燃料費、光熱水費等の高騰など経常経費が増大することが見込まれ、歳出に対して歳入が不足する厳しい状況となることが予想されています。

これらを考慮した上で令和5年度一般会計予算における既存の事務事業に係る経費につきましても、物価高騰等の影響による経費の増加が見込まれ、この財源不足分を

基金より補填していくことになると、将来的に基金の枯渇化は避けられない状況となります。

よって、経常的経費につきましても、今議会に上程いたしました重度心身障がい者福祉手当を廃止するなど業務の見直しを行い、予算を削減しても行政サービスの提供に支障を来さないよう考慮するとともに、基金の繰入れを最小限に抑制し、前年度末現在の財政調整基金の総額10億円を維持してまいりたいと考えております。

3番目の新事業と見直すものはどのようなものかにつきましては、現時点では具体的な新規事業と見直しをする事業につきましては、予算編成作業中でございますので提示することはできませんが、このような極めて厳しい状況の下、緊急性、必要性、優先度の観点から前例にとらわれることなく、事業の根幹にまで踏み込んで徹底した議論と検証を行い、より効果的な事業へ見直しを行うとともに、場合によっては事業の廃止、縮小を行い、そこで生まれた財源をより効果の高い新規事業やニーズの高い既存事業に集中して実施する事務事業の選択と集中に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松原議員の4項目め、予算についてに関する1番目のご質問、令和5年度の予算編成の方向性のうち福祉部に関連する内容についてお答えいたします。

高齢者の健康維持を目的として町が独自に実施しております介護予防サービス無料化事業は、平成28年度の事業開始以来、今年で7年目を迎えております。この事業が目指す効果は介護の重度化予防であり、要支援認定者の介護予防サービスの利用促進を図り、要支援状態からの改善、悪化の防止により健康寿命の延伸につなげることであります。併せて、介護給付費全体の抑制まで波及させ、介護保険制度の持続性とサービスの質を向上をさせるものでございます。

そこで、介護予防サービス無料化事業の検証であります。今年度に入り、対象者への給付費の伸び率、要介護度別人数、被保険者数や要介護認定率の推移、対象者の要介護度の経年変化の状況など、月ごとにデータ分析を行ってきたところでございます。

無料化事業開始時に要支援1及び要支援2であった方について、平成28年度から令和3年度の経年変化を確認しましたところ、要支援1は現状維持または改善であった割合が28.4%、悪化の割合が38.6%、その他（死亡・転出）が33%でありました。また、要支援2では、現状維持または改善の割合が25.2%、悪化の割合が41.2%、その他（死亡・転出）が33.6%でありました。この結果については、身体的な個人差もあ

ることや、国や他の自治体との比較検討ができないこともあり、検証が複雑で困難であるものの、現時点では現状維持または改善よりも悪化の割合が高い傾向にあります。引き続きデータの分析を行い、本事業の効果性や有効性について慎重に検討してまいりたいと考えております。

団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年が間近に迫る中、介護保険制度を安定的に運営していくためには、要支援や要介護状態に移行する前の身体能力を維持することが最も効果的であり、介護予防・フレイル予防の充実が大きな鍵となります。

県内他の自治体の取組を見ても、本巣市や北方町では日本健康レクリエーション学会に委託し、非薬物療法で認知症が改善できるオリジナルプログラム等を活用した認知症予防教室を実施し、一定の効果を上げていと伺っております。

本町としましても、将来を見据え介護予防の在り方を常に研究し、高齢者の健康維持や健康寿命の延伸に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟 土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 松原議員の4項目めのご質問、予算についての2番目、将来に向けて長期の方針についての土地の利用状況により用途地域の見直しにつきましてお答えいたします。

本町は全行政区域である791ヘクタールを都市計画区域とし、そのうち737ヘクタールを市街化区域、残りの54ヘクタールを市街化調整区域として土地利用における区域区分、いわゆる線引きをいたしております。

まちづくりの構想につきましては、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設、また町並みや風景など都市を形成する様々な要素を鑑み、岐南町都市計画マスタープランを策定いたしております。

都市計画マスタープランでは、都市の骨格となる土地利用ゾーンの区域分けといたしまして、市街地整備を優先、促進するための市街化区域と、市街地整備を抑制し、原則、田園風景の保全を図る市街化調整区域とに分けて整備を行っております。この市街化調整区域は住居と周辺農地との共存を図るだけでなく、田畑については、近年の異常気象に伴うゲリラ豪雨時の雨水が河川や水路へ一気に流れ込むのを抑制する遊水地としての効果も期待しているところでございます。

また、都市計画マスタープランの策定時に実施いたしました住民アンケートでは、市街化区域内農地ではありますが、保全と土地利用の転換の意見はほぼ同数であり、工場誘致について積極的には行わず、町民生活の向上を考慮して農地転用は抑制すべ

きであるとの意見もございました。

本町の都市計画マスタープランにおける将来都市フレームの面積算定にあつては、令和7年の行政区域人口2万5,786人と推計し、産業系、住居系の各フレームの算定により、産業、商業、住宅用地及び公共用地として必要な面積の合計を市街地規模697ヘクタールから764ヘクタールと算出したしております。

現在、都市計画決定しております本町の市街化区域面積は737ヘクタールであることから、おおむねフレーム面積と合致しており、現状の市街地規模で本町の都市機能を十分に発揮できるものと考えております。今後の人口減少社会の到来、少子高齢化の進展を踏まえ、安定で成熟した都市型社会へのシフトを念頭に、にぎわいの核となる拠点づくりを進めます。

現在指定しております市街化区域内の低・未利用地の活用を促進し、コンパクトで持続可能な土地利用ゾーンの形成を目指すことから、徳田地区を含め、現在のところ市街化区域拡大の考えはございません。

今後も岐南町都市計画マスタープランを基に、新たな時代に向けてのまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松原議員の4項目め、予算についての2番目のご質問、将来に向けて長期の方針についての2つ目、企業誘致条例の制定をについてお答えいたします。

企業誘致につきましては、安定した税収の確保のほか、雇用の創出と、それによる定住人口の増加につなげていくなど、地域経済の活性化に資することから多くの自治体に取り組んでおります。

本町におきましては、町内に進出を希望する企業などの問合せがありますが、他市町にある工業団地などの広い用地の確保が困難であることからお断りすることもあり、製造業をはじめとする広い敷地を必要とする企業の誘致は大変難しい状況であります。一方で、交通の利便性など地理的要件に恵まれていることもあり、小売業や飲食、サービス業を中心とした事業者の出店が行われております。

現在、町が行っている企業誘致の取組といたしましては、岐阜県が行う岐阜県企業立地促進事業補助金及び岐阜県本社機能移転促進事業補助金と協調した岐南町企業立地促進事業補助金を制定し、町内事業所の設置に要する費用の一部を補助し、企業の立地促進に取り組んでおります。

また、町内で起業、創業を目指す方々を支援することを目的とした岐南町創業支援

等事業計画を策定し、岐南町商工会や町内の各金融機関などといった創業支援機関と連携し、新たに事業を始めようとする方の支援を行っております。

さらに、町独自の取組として岐南町空き店舗対策事業補助金交付制度を行っております。この制度は町内の空き店舗に出店する事業者に対し賃借料の補助を行うもので、1か月2万円を限度に24か月間、最大48万円を交付し、空き店舗の解消及び新たな事業者の町内進出を支援するものであります。この施策により毎年数件新たな事業者が町内空き店舗に出店しており、地域経済の活性化につながっているものと考えております。

議員ご提案の企業誘致条例を制定している市町村もございますが、本町におきましては、現状の施策を継続していくとともに、他の自治体の施策なども参考にし、商工会と連携を図り、引き続き町内産業の振興をより努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員、三宅でございます。議長のお許しをいただきましたので、1項目、3点につきましてご質問、一括質問方式ということでさせていただきます。

行政のデジタル化についてでございます。

私自身、本当にアナログ人間で、デジタル化という言葉が発するだけで私の知り合い、知る者は皆笑うわけでございますが、あえて苦手な分野についてお話をさせていただきます。

今までデジタル化及びDX（デジタルトランスフォーメーション）と聞いただけでも拒否反応を起こしていた私でございますが、デジタル庁の河野太郎大臣のお話を聞いておりますととても分かりやすく、その重要性、必要性に関心が高まりました。既に反響を呼んでいる、正当な理由がない行政手続については判こをやめろとか、マイナンバーカードでマイナ保険証、健康保険証を令和24年に廃止するなど思い切った施策については、無駄をなくし、医療機関との情報共有により医療費控除、高額療養費の免除、今飲んでいる薬まで分かり、不慮の事故においても医師の判断ができるなどメリットがあるという理屈は分かるものの、便利であるという実感を持った人の話

はなかなか聞こえてこなかったり、こうしたものがデジタル化であっても、まだまだ他人事に思え、便利という実感は湧きません。しかし、この河野大臣がデジタル化を推し進める中でその必要性を感じたのは、やはり人口減少とか少子化・高齢化が進む中でも大事な子供をしっかりと育てなくてはならないこと、児童虐待におきましては、先月中日新聞掲載ございましたが、0歳から5歳、この児童虐待の過去15年間で231件中、未就園児等、こちらが6割から8割見られ、特に2割の43件は親子の孤立が背景にあるという指摘もございました。こういった問題がございます。

そして、子供の貧困が増え、子供に寄り添う、あるいは高齢の方にしっかりと寄り添い、ぬくもりを大切な社会をつくらねばいけない、人口が減っているときに人に寄り添う、今よりもっと人に寄り添う、もっとぬくもりを大切にしようとする、人手が足りない現実を、人間がやらなくてもいいものはロボットに任せて、AIに任せて業務を効率化すると、人に寄り添い、ぬくもりが大事な仕事は人がやれるようにするというのが、すなわちDX（デジタルトランスフォーメーション）、そして人がやらなくてはいけないところに人を集中させること、これがDXの究極の狙いであると。

そしてもう一つは、今の行政が団体を見ていること。例えば、後期高齢者とか国民健康保険の人とか母子世帯とか、こういうグループに向かって、真ん中辺を狙って、無難なところというんでしょうか、こういったところ、いろんなことをやっているが、デジタル化していくと、例えば後期高齢者で75歳以上でも元気で収入のたくさんある人、あるいは若くても難病を抱えている人を浮かび上がらせて、本当はこの人にもっと手厚く支援をしてもらい、75歳でも元気で収入のある方にはもっと負担をしてもらおうと。今までできなかったこと、すなわちデジタル化をすると、個々に必要な行政をすることができるようになる。集団を相手にした行政から、個人の個を大切に行政にデジタル化で切り替えていけるようになる。だから、やろうとしているという分かりやすい話に、アナログ人間の私や、同様にスマホ利用が苦手な人や、スマホを持たない高齢の方々にとって、デジタル化が進むことに不安を持ったり、使い勝手が悪くとなると思う人は多いと思いますが、申し上げたいのは、個々がデジタルに慣れることより先に、行政がデジタル構築することによって個々が手厚いサービスを受けられることという、これがイコールDXという、これ無機質にも聞こえるけれども、つながるワードと認識すれば、その重要性とこれから必要性を誰もが望むのではないかと思い、今回のテーマにしてみました。そこで、今回DXのあれこれについての質問ではなく、シンプルな質問にさせていただきます。

1点目の質問でございます。こうした手厚いサービスを提供してもらうためにも、そして何より国がデジタル庁をつくるぐらい重要であると言っているわけですから、

今こそ岐南町にもデジタル課という新しい部署の立ち上げこそがこれからの第一歩として必要であると思うわけで、新たな部署立ち上げについてのお考えをお聞かせください。こちらが1点目です。

そして、2点目の質問は、行政の縦割りによる他部署との情報共有や引き出しの難しさがあることから、情報処理の一括管理、このデジタル課という部署ですね、に伴い専門知識を持った職員の配置転換、及び民間からもデジタル人材の採用についてのお考えを聞かせてください。

最後、3点目、今後の岐南町がデジタル化を進める必要のあると思われる事案と、どの分野に人を集中させていくべきかということをお聞かせいただきたいということで終わらせていただきます。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 三宅議員の1項目め、行政のデジタル化についての1番目のご質問、デジタルに係る新たな部署の立ち上げについての見解はについてお答えを申し上げます。

国において令和3年9月1日にデジタル庁が発足しました。デジタル庁の発足に際して、行政サービスの電子化の遅れや、国と自治体のシステムが標準化されていないなどの課題に対して、各省庁の協力を得ながら取り組むこととされております。

また、岐阜県におきましても、令和3年4月1日にデジタル戦略推進課が創設され、デジタル化を推進する体制が整備されました。さらに、令和4年4月1日にデジタル推進局が創設され、市町村を支援する体制も整備されました。

本町におきましては、現在、総務課の担当者が庁舎内のデジタル化に対応しているところですが、今後のデジタルトランスフォーメーションの推進に対応していくためには、複数の部署にデジタル化を同時並行で進めるとともに、各業務を横断的に連携するなど幅広い知識と調整力が求められることから、来年度から新たにデジタルに関する専門の部署を立ち上げ、対応する予定をいたしております。

続きまして、2番目のご質問、職員の配置転換及びデジタル人材の採用についての考えはについてお答えを申し上げます。

デジタルに係る専門の部署につきましては、幅広い知識と調整力が求められる観点から、適材適所の職員配置が必要であります。今後の本町のデジタル化を担う人材育成も必要となります。職員の配置につきましては、デジタル関連の業務経験者や複数の部署を経験した者だけでなく、若手の職員も含めた幅広い年齢層で構成する必要があると考えております。

また、デジタル人材の採用につきましては、本年度、県内のデジタル化の情報収集とデジタルに関するスキルアップのため、岐阜県デジタル推進局、デジタル戦略推進課に実務研修生として職員を派遣していることから、外部からの採用ではなく、職員育成を図っているところでございます。

今後、スキルアップした職員が県とのパイプ役になり、各部署のデジタル化を支援するとともに、職員の育成も行うことで、庁舎内全体のデジタル化を推進してまいります。

続きまして、3番目のご質問、デジタル化を進める必要があると思われる事案と人を集中すべき分野はどこと考えるかについてお答えを申し上げます。

デジタル化の推進につきましては、デジタル庁の発足時に課題として示されました行政サービスの電子化の遅れや、国と自治体のシステムが標準化されていないことは本町においても課題であるため、対応していく必要がある事案であると考えております。まず、行政サービスの電子化の遅れにつきましては、現在までに主に5点の事業を実施して電子化を進めております。

1点目として、定型事務を自動化、省力化するため、LINEやホームページにおいてAIチャットボットの運用を開始しております。人の問いかけに自動で答えを返す仕組みにより、短文でリアルタイムに会話しながら、目的の情報までたどり着くことができるようになっております。このAIチャットボットにより24時間対応可能で、気軽に質問できるため、問合せの効率化と利便性の向上を図っております。

2点目として、行政データを利活用するため、窓口業務において問合せの多い都市計画図や道路台帳などの情報をオープンデータ化することで、対面対応の削減や職員の業務効率の向上を図っております。

3点目として、オンライン会議に対応するため、専用パソコン及び周辺機器の配備や、オンライン会議用の部屋を確保するなどの環境を整備したことにより、県庁などの会議に庁舎内で参加することができ、移動時間の削減が図られただけでなく、東京などで開催される全国レベルの研修にオンラインで参加することにより、職員のスキルアップも図っております。

4点目として、多様で柔軟な働き方へ対応するため、テレワークを実施できる環境を整備したことにより、新型コロナウイルス感染症に伴い自宅待機をしている職員への対応にも活用しております。

5点目といたしまして、行政手続をオンライン化するため、国が推進している子育てや介護関連のオンライン申請である「ぴたっとサービス」への対応を進めるとともに、町独自のオンライン申請として、健康推進課によるコロナワクチンの接種券発行

申請や中央公民館による子ども教室の申込みの受付を実施いたしました。

今後につきましては、引き続き行政サービスの電子化を推進し、行政事務の効率化を図る事項として、電子契約や電子決裁などの導入につきましては、近隣市町における先行事例を参考にするとともに、岐阜県における共同調達の変向を注視し、導入の時期や内容について検討いたしてまいります。

また、住民サービスの利便性向上を図る事項として、行政手続のオンライン化を進め、パソコンやスマートフォンを利用して、自宅から気軽に手続できる申請を増やすとともに、クレジットカードやスマートフォン決済アプリを利用したキャッシュレスによる公金納付方法の多様化について、先行して対応する予定の窓口でのキャッシュレス納付をオンラインでも行うことができるよう拡充し、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

一方、国と自治体のシステムが標準化されていないことに対して、デジタル庁が進めている情報システムの標準化、共通化につきましては、令和3年に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、行政手続に関して情報通信技術の便益を享受できる環境の整備と、情報通信技術の効果的な活用によって持続可能な行政運営を確立するため、情報システムの標準化、共通化の対象となる事務や基準などが示されております。

対象となる業務は、自治体の主要な20業務となっており、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附表、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20の業務が情報システム等の共同利用や手続の簡素化、迅速化により行政が効率化を図る対象業務となっております。

情報システムの標準化、共通化を実施する目標時期といたしましては、令和7年度末までに自治体が対応するよう求められておりますので、本町におきましても、標準化、共通化に向けた業務の見直しをはじめとした作業をいたし、令和7年度末までに対応できるよう順次準備を進めておる状況でございます。

来年度以降につきましては、行政サービスの電子化や国と自治体のシステムの標準化、共通化への対応を主として、岐阜県のぎふデジタルトランスフォーメーション支援センターの支援を受けながら、今年度中の策定を予定している岐南町デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、行政手続のオンライン化や情報システムの標準化、共通化などを進め、住民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員から一般質問の通告がありました。本日欠席届が提出されましたため、渡邊議員の一般質問は行いません。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員の長谷川です。大きく2項目について分割質問をさせていただきます。

1項目め、選挙において投票率を上げる施策について。

まず、なぜ選挙において投票率が高いほうが良いと考えるかですが、より偏りのない民意を行政に反映できる、議員の緊張感が増すなどが挙げられます。岐南町においての直近の各選挙の投票率は、令和4年参議院議員選挙、全国平均約52%、岐南町約48%、令和3年衆議院議員選挙、全国平均約55%、岐南町50%、令和3年県知事選挙、岐阜県48%、岐南町約40%、平成19年県議会議員選挙、岐阜県約52%、岐南町約43%、令和2年岐南町長選挙40.63%、平成21年岐南町議会議員選挙57.63%、平成15年、岐南町の合併に伴う住民投票63%となっております。

では、どうしたら投票率が上がるのか、これは世界各国、日本全国、様々な施策を行っております。まず、世界の中で日本の投票ランキングを見てみますと、2022年3月時点で136位となっております。ちなみに、1位はソマリア、2位がラオス、3位がシンガポールとなっております。

世界の投票率を上げる施策ですが、投票を義務化している国が多々あります。例えば、オーストラリア、ベルギー、イタリア、シンガポール、ブラジル、メキシコ、ペルーなどです。インドやアメリカなどは投票に行くとき印をつけてもらったり、シールがもらえたりします。それをSNSなどで公開する人が多いので、私も行かなきゃという風土が醸成されています。また、フィリピンでは2回連続で投票に行かないと選挙権が剥奪されてしまいます。

さて、次に日本国内で自治体が行っている投票率向上の施策を3つご紹介します。

1つ目が青森県の平川市。平川市では大手ショッピングセンターの中に、住んでいる地域に関係なく、誰でも投票できる共通期日前投票所を設置しました。この結果、平成28年度の参議院議員選挙では、前回の同選挙よりも約10ポイント上回る投票率を達成しました。

次に、福井県の福井市では、平成27年から28年にかけて、市内の人気商業施設5か所の協力を得て期日前投票所を設置しました。また、福井大学、福井工業大学にも期日前投票所を設置した結果、前回の同選挙に比べて約4%投票率が向上しました。従来のように、有権者の待つ投票所から、有権者がいるところに出向く投票所という発想

の転換が投票率向上につながった一例であると言えます。

最後にご紹介するのは、千葉県松戸市長選挙でもニュースになりましたスタンプ式投票です。これは投票日当日しか行えませんが、あらかじめ印字された政党名や候補者名の欄に○のスタンプ押すだけという、非常に簡単な投票方式となります。事務負担が増えるというデメリットもありますが、有権者にとっては投票が簡単になり、同姓同名や、似た政党名のときに起きる表の按分がなくなるといったメリットもあります。また、採用する自治体は減少傾向にはあるのですが、採用するとニュースで取り上げられる可能性もあるので、有権者の投票への関心が高まる可能性もあります。

そして、過去にアメリカのイェール大学とハーバード大学で次のような実験が行われました。有権者の方に、今度の選挙では投票率が低くなりそうだと伝えた場合と、今度の選挙では投票率が高くなりそうだと伝えた場合、どちらのほうが投票率が高くなるかという実験です。皆さん、どちらが高くなったかお分かりでしょうか。答えは、投票率が高くなりそうだと伝えた場合です。これにより、人は選挙の投票においても、周囲の人の行動に影響されて行動するということが分かります。すなわち、投票はみんながするものという社会規範が成り立っているならば、人々は投票に行くということです。

残念ながら、日本全体で現在その規範意識は薄いと言えます。第一は国が取り組むべき課題だとは思いますが、先ほど述べたように、地方自治体でも取り組むことができる施策もあると考えます。効果が薄くても、岐南町は投票率改善に積極的に取り組んでいるんだという姿勢を町民の方々に示すことが大事だと考えます。選挙公営で示されている選挙公報の発刊は、今現在岐南町では条例制定されていませんが、こちら投票率向上の啓発につながると考えます。そこで、2点質問させていただきます。

1つ目、選挙公報の発刊を行ってはどうか。

2つ目、スタンプ式投票を取り入れたらどうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 長谷川議員の1項目め、選挙において投票率を上げる施策についての1番目のご質問、選挙公報の発刊を行ってはどうかについてお答えを申し上げます。

選挙公報は、候補者等の政見等を選挙人に周知し、選挙人が投票するに当たっての判断材料を提供するために発刊されるものであり、公職選挙法に規定されております。なお、町の選挙におきましては、町長選挙及び町会議員選挙になりますが、その発行に関しては条例で定める必要がございます。

公益財団法人明るい選挙推進協会が実施し、本年3月に発表した昨年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙における全国意識調査におきまして、選挙期間中に役立ったものとして、選挙公報は候補者の政見放送、政党の政見放送について次いで3番目に回答が多かったとの報告がされていることから、有用度の高い有効な媒体であることがうかがい知れます。

しかし、この結果は国政選挙におけるものであり、地方自治体、とりわけ町の単位ではその発行に際しては少なからずハードルがございます。それは町の選挙においては告示日から選挙期日までの期間は5日間であるということとございます。

なお、選挙公報を各世帯に配布するに当たって、公職選挙法の規定により、選挙期日の2日前までに配布を終わらなければならないとされております。選挙公報の各世帯への配布までの一般的な流れといたしましては、告示日に立候補届と同時に選挙公報と申請、これは午後5時までですが、その後、掲載順序を選挙管理委員会がくじで定め、選挙管理委員会において印刷等を行い、各世帯への配布となり、実質3日間で完了させなければならないこととなります。

このように短期間のうちに印刷、校正、配布の作業を完了しなければならないこと、さらに内容の規定違反を生じさせることのないよう、町の選挙管理委員会においてあらかじめ措置すべきであることなど、業務と期間的な制限などを考慮いたしますと、現時点においては選挙公報の発行についてはこうした諸事情により考えておりません。

続きまして、2番目のご質問、スタンプ式、記号式ですが、投票を取り入れたらどうかについてお答えを申し上げます。

記号式投票は、投票用紙に氏名または政党名が印刷されており、その印刷された候補者または政党のうち、選挙人が投票しようとする者に対して○または×等の記号を記載することにより行う投票方法とございます。

記号式投票を採用した場合のメリットにつきましては、投票の効力判定が容易になり、無効投票が減少する、選挙人が短時間で投票できるようになる、投票用紙に候補者名や政党名の名称が記載されていますので選挙人に分かりやすく、選挙運動も容易になるなどが挙げられます。

なお、公職選挙法において、記号式投票を採用できるのは地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に限られ、うち議会議員の選挙においての採用につきましては、条例の定めるところに委ねられております。

一方、採用に当たっての課題もございます。記号式投票用紙を使用できるのは選挙期日当日のみとされており、期日前投票及び不在者投票は除外されております。その

理由としましては、選挙の期日の告示日の翌日から行われるものであり、それまでに記号式投票による投票用紙を調製することが不可能であることによります。

期日前投票制度の利用しやすさが認知され、直近の参議院議員選挙におきましては、期日前投票者数は4,475人であり、有権者数、これは2万962名でございますが、に対して21.35%、投票者数1万158人に対しては44.05%であり、選挙期日当日数に迫る数値を占めている状況におきまして、投票用紙を当日用と期日前投票用の2種類の調製をする必要があることを鑑みますと、費用負担が増すこととなります。国を含め、お金のかからない選挙を推進している状況におきましては、その採用が逆行することになると言わざるを得ません。また、開票におきましても、2種類の投票用紙が混在することで開票に時間を要するなど、混乱を招くことが想定されるなどの課題もございます。記号式投票を採用するに当たっては、費用面、事務の効率性、選挙の一体性という観点におきまして、慎重に検討する必要があり、現時点においてはその採用については考えておりません。

なお、岐阜県内におきまして、記号式投票を採用しているのは、白川村の村長選挙のみでございます。

いずれにいたしましても、投票率の向上につきましては特効薬的な対策はないため、今後も地道な努力を積み重ね、選挙啓発を図っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） なかなか導入するのは難しいということも私自身も思っておりますが、何かやはり投票率の向上につながる起爆剤となるような、ほんとニュースに取り上げられるようなことを今後やっていただけるとありがたいかなと思えます。

続きまして、2項目めの質問に移ります。タブレット学習における弊害について。

2020年までに全国の全ての小中学校の全生徒にタブレットが配布され、はや2年がたちました。子供の学習意欲向上や、ある分野での学習能力の向上に大変役立っています。しかしながら、タブレット学習を行うことによるデメリットも存在すると思えます。その中で今回は3つ取り上げたいと思えます。

1つ目は、視力の低下またはドライアイです。ドライアイとは目を守るのに欠かせない涙の量が不足したり、涙の質のバランスが崩れることによって涙が均等に行き渡らなくなる病気のことであります。現在、日本全体で2,200万人の患者がいると言われています。タブレットを見ることだけが原因ではなく、エアコンやコンタクトレン

ズの使用も原因となります。しかしながら、日本全国でタブレット教育が普及し、以前に比べてスマホやタブレットを使用する小中学生が確実に増えている今現在、ドライアイにならないための対策は非常に重要だと考えます。

2つ目は、正しい姿勢でタブレットを使わないことによる影響です。タブレット端末は前かがみの姿勢になりやすいので、肩こりや頭痛が起きやすくなったり、内臓が圧迫されて消化機能が低下しやすくなりやすいと言われていています。また、猫背の児童も増加していると言われていています。

アメリカのネバダ大学ラスベガス校で412人を対象に行われた研究では、背もたれのない椅子でタブレットを使う場合、背もたれがある椅子で使う場合より2倍痛みが発生しやすくなりました。そのほかにも、膝の上にタブレットを置いて使う場合も痛みが発生しやすくなりました。この結果からも、前かがみの姿勢がよくないことが分かります。タブレット使用時には背もたれのある椅子に座る、スタンドを使用して視線が下がらないようにする、首や肩のエクササイズをするといった対策が効果的であると言われていています。

最後はスマホ脳の問題です。タブレット学習だけでスマホ脳になるとは言えないとは思いますが、少なからず影響があるのかなと思いますので、取り上げさせていただきます。

スマホ脳とは脳過労、いわゆる脳が情報で満杯になることで血流が減って機能の低下を起こしている状態、脳が疲れている状態を指します。欧米ではデジタル認知障害と呼ぶ専門家もいます。

以前、仙台市の中学生の数学の学力とスマホの利用時間を調査したニュースが流れていました。調査した生徒の学習時間はほぼ同じなのに、スマホの利用時間が長ければ長いほど平均点が下がっていく傾向が見てとれたということでした。先ほども申し上げたとおり、あくまでもスマホ利用の調査ではあります。

日本全国でタブレット学習が始まって2年しかたっていないので、まだまだ影響はこれから出てくるのではないかとも思いますが、1点質問させていただきます。

これら今申し上げました3つの問題に対して、岐南町においてはどのような対策を取られていますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 長谷川議員の2項目め、タブレット学習における弊害についての視力の低下、姿勢、スマホ脳の問題に対してどのような対策を取られていますかについてお答えをします。

文部科学省においても眼科医と学校関係者の参加の下、子供たちの目の健康などに

関する今後の対応について懇談会を開催しているなど、子供たちの健康について注視しているところがございます。

岐南町の児童生徒についても、目の健康について学び、実践することが重要であることや、正しい姿勢で使用する、ルールを守って活用することなど、学校のみならず、家庭とも連携を図りながら進めていくことが不可欠であると考えております。

文部科学省作成のリーフレットにある「タブレットを使うときの5つのやくそく」にあります、1つ目、タブレットを使うときは姿勢よくしよう、2つ目、30分に1回はタブレットから目をはなそう、3つ目、ねる前はタブレットを使わないようにしよう、4つ目、自分の目を大切にしよう、5つ目、ルールを守って使おう等を参考にしながら、各学校の実態に合わせて使用の約束を作り、取り組んでいるところがございます。また、羽島郡ICT推進委員会においても、各学校の約束を交流し、健康面を意識した使用ができるよう努めております。

ちなみに、令和2年度と令和3年度の羽島郡内の児童生徒の裸眼視力で1.0未満の児童生徒の割合は次のとおりでございました。男子児童については、2年度、3年度それぞれで30.2%、27.6%、女子児童は、34.0%、32.3%、中学生全体ですが、52.8%、49.5%であり、羽島郡内の児童生徒において現在のところ視力の低下は見られない状況でございます。今後も統計等による実態を把握しながら、定期的に指導するよう努めてまいります。

また、スマホ脳については、スマホ脳過労という言葉も聞かれるようになりました。スマホに依存することで物忘れが激しくなり、判断力や意欲も低下すると言われております。スマホから文字や映像などの膨大な情報が絶えず流入し続けることにより、人間の情報処理が追いつかなくなると見られています。人間は受け取る情報を脳の前頭前野という部分で処理しており、大きく分けて3つの機能があるようです。1つ目、浅く考える機能、2つ目、深く考える機能、3つ目、ぼんやりと考える機能です。

絶えずスマホを見て情報を取り入れることにより、1の浅く考える機能ばかりを使い、脳に疲労が蓄積します。一方で、2番目、3番目の機能を使うことなく、停止してしまいます。現代、そしてこの先もスマホやパソコンを使用しないで生活することが難しい時代となります。脳過労の原因はスマホやタブレットだけではなく、脳過労を引き起こす危険性を理解し、使い方や時間を工夫して、うまく付き合っていくことが大事だと考えております。このことについてもタブレット使用における約束の背景にある意味として指導をしております。

また、脳の働きを改善する過ごし方も効果的であると言われており、読書、動物や自然と触れ合うこと、音楽を聴くこと、適度な運動をすること等が大切であると考え

られております。学校においては、今述べた活動が日常の生活の中で行われており、学校の教育活動そのものが脳の働きを改善する過ごし方の一助になっているとも考えられます。

いずれにしましても、電子機器と健康に関わる情報に目を向けながら、健康被害が発生することがないように、また発生したとしても初期に対応できるよう努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 引き続き対策をよろしく願います。

1点だけ再質問させていただきます。

人の目に見える光の中には、380ミリから500ミリのブルーライトが含まれています。紫外線の次に波長の短い光で、目の奥まで届く非常にエネルギーの強い光です。最近の研究では、ブルーライトを長時間目に入れると、視界のちらつきや目の疲れに加え、体内リズムを崩し、睡眠障害を引き起こすという報告もされています。そこで質問させていただきます。

現在、小中学校で配布されているタブレットにはブルーライトをカットする機能や保護フィルム等についてはついてますでしょうか。ついてるのであれば、その機能を使用するように指導していますでしょうか。

以上、よろしく願います。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 長谷川議員の再質問についてお答えをいたします。

現在、羽島郡の児童生徒が使用しているタブレットパソコンについて、ブルーライトをカットするフィルム等は装着されておりません。また、岐阜管内においてそうした機能付きの保護フィルムを装着したタブレットパソコンを貸与している市町については1市という現状でございます。

ブルーライトをカットするフィルムや眼鏡等を活用することなど、環境面での整備も一つの方法ではございますが、何より大切にしたいことは、使用者の意識であると考えております。先ほど述べましたタブレットを使うときの5つの約束の具体には、タブレットを見るときは目から30センチ以上話すこと、30分に1回は画面から目を離し、20秒以上遠くを見ること、ぐっすり寝るために寝る1時間前からデジタル機器を使わないようにすること等が記されております。

これらの約束事項と、そしてその理由を結びつけて意識化を図り、日常の指導を通して、目の健康に留意した使用ができるよう習慣化を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員、松本です。議長のお許しをいただきましたので、大きく2項目、質問のほうをさせていただきます。

それでは、1項目め、行政と自治会のつながりについて。

昨年6月議会で行政と自治会が互いによりよい方向へ歩むことができるような仕組みということを質問させていただき、「自治会連合会役員等と行政幹部が協議する場を持つことが承認されましたので、今後この協議の中で新たな仕組みづくりを目指してまいりたいと考えております」とのご答弁をいただきました。それから1年半ほど経過しました。以下、3点の質問をさせていただきます。

1点目、この仕組みづくりとして発足したのが在り方検討会であると認識しております。互いがよりよい方向へ進むことができる仕組みとして、これまでどのような課題についての議論が交わされ、これまでの活動にどのような変更、変化があったのかをお話してください。

また、行政と自治会との関わり方が変わった点についてお話してください。

2点目、私個人としてこれまでの変化を見るに、よりよい方向というより、ただ単にコロナを理由に縮小、中止という形になってしまっているように感じる部分があります。これは自治会長からの意見、「負担」という言葉に目が行ってしまい、その地域に住む住民同士が助け合い、協力し合い、住みよい地域社会をつくっていくという自治会の目的からそれてきているように思います。単にやめればよいという話ではなく、この目的のために自治会で「負担」となっていることを、行政と自治会が役割分担をすることで軽減して継続していく、それが協働でもあり、目的に向かっての歩みだと思うのですが、いかがでしょうか。一度止めてしまったものを再度始めることは、実施していたときの何倍もの力が要ります。そういう意味でも懸念をしています。

自治会長から要望があったからそうしましたではなく、これらの活動に対して行政としてはこう考えている、だったらこのようにしてはといった行政のポリシーが感じられないのですが、自治会に対する行政のポリシー、もしくはスタンスを併せてお尋

ねします。

3点目、行政が行う住民サービスに人員や予算のこともあり、地域の要望や問題などに全て応えることはできないということは、議員や自治会長を経験し、理解しています。とはいえ、解決しないままにしておくことはできません。2点目の質問にあるとおり、行政は行政のポリシーに基づいて活動を行い、その中で行政は行政の責任で行うこと、自治会または住民に協力して依頼を行うことと、それぞれ活動を明確に役割分担していくことが解決につながるのではと思っています。

例えば、敬老会はこれまで全てを自治会が一から十まで行っていました。これを企画は行政側が行い、人集めや受付などの運営は自治会側で行うといった役割分担です。これでも十分に自治会の負担は軽減されますし、町の主張する行政と自治会の協働ということも成立するかと思います。

曖昧にしていることで互いが一方的に、やってくれる、向こうがやるべきなどとなすりつけ合い、不平不満だけが残るのではないのでしょうか。正直な話、以前は人々のつながりも深く、いわゆる村意識や持ちつ持たれつの関係があり、こんなことくらいは自分たちでやればよいといった雰囲気や、一々言葉で発しなくても伝わるといったものがあつたように思いますが、教育、世代交代などでこのつながりが希薄し、おのおのが自己を中心に強く考えるようになってきている今、むしろ明確にしたほうがよいのではと考えますが、いかがでしょうか。そうすると、行政が強制しているなどという声も上がりそうですが、私個人の考えとして、そうせざるを得ない時代になってきていると私は感じますし、あくまでも住民が求めていることは、解決もしくは結果だと考えております。いかがでしょうか。

以上、3点のご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松本議員の1項目め、行政と自治会のつながりについての1番目のご質問、自治会の在り方検討会はどのような変化をもたらしたかについてお答えを申し上げます。

自治会の在り方検討会は、自治会連合会から選任された自治会長と行政幹部が自治会の抱える共通課題を協議し、解決することで新たな仕組みをつくることを目的に、昨年度より組織されました。現在も検討中の案件がございますが、これまでの検討会における協議内容とその結果についてお伝え申し上げます。

令和3年度は検討会を4回開催し、自治会絆づくり交付金の申請手続に関すること、敬老会事業の実施に関することについての協議を行い、今後の方向性が示されました。自治会絆づくり交付金は、平成23年度から始まった自治会に対する運営経費及び活動

経費に対する交付金でございますが、自治会長の中から、申請手続が煩雑であり負担となっているとの意見が出されました。そのため、岐南町補助金交付規則に反しない範囲内で申請手続事務の簡素化を図り、令和4年度から新たな申請方式を開始したところでございます。

変更内容につきましては、自治会長の任期が1年である自治会も多いことから、これまで1事業ごとに申請していたものを、年度当初の申請時におきましては、事業名と概算費用の記載、年間活動スケジュールの提出をもって申請できることとし、一括で審査することにより、自治会町長就任当初の負担を軽減することといたしました。

敬老会事業の実施につきましては、自治会絆づくり交付金事業が創設されて以来、各自治会が主体となって敬老祝い事業を実施していただいておりますが、企画、準備が自治会役員の負担となっているとの意見や、自治会が敬老会を行うべきものなのかとの意見がございました。そこで、敬老会に対する自治会の負担感や実施主体を含む今後の敬老会の在り方について全自治会にアンケートを実施しましたが、9割近くの自治会が敬老会実施に負担を感じており、また敬老会の今後の在り方については、約5割が町主催で実施を希望、3割が記念品配布を希望する結果となりました。このアンケート結果を踏まえ検討会において協議を行い、高齢者数の増加やコロナ禍である状況を考慮し、77歳、88歳、99歳の節目を迎えた方を対象に、町が敬老祝い品を贈呈する事業を実施するとの結論に至りました。

今年度の検討会は11月までに4回開催し、自治会の防災訓練の在り方、自治会が整備する防災備蓄品の在り方、自治会が推薦する環境美化監視員の成り手不足解消に関する協議を行っております。

自治会の防災訓練につきましても、自治会絆づくり交付金を活用し、炊き出し訓練など、各自治会の創意工夫により実施していただいたところでございますが、防災について各自治会の考えによる訓練で、真に必要な訓練になっているのかとの意見を踏まえ、今年度は災害時における初動体制について、行政と自治会代表者が連携する形で総合防災訓練を実施しました。

また、防災訓練については、地域で助け合う共助の強化を目指す町の方針もございますことから、今後につきましては、総合防災訓練だけではなく、各自治会が個別で実施する防災訓練につきましても、災害時に共助の観点において必要となる訓練メニューについて、自治会任せにすることなく、自治会と町との意見のすり合わせを行い、町が支援する形で実施を模索していきたいと考えております。

なお、自治会が整備する防災備蓄品や、自治会が推薦する環境美化監視員の成り手不足解消に関する協議につきましては、現在検討会で協議進行中でございます。

なお、こうした協議は35自治会が参加する自治会長会議の中では、時間や人数の関係で議論を深めることができませんでしたが、自治会の在り方検討会を通じて、町が自治会に期待することや、自治会が感じている負担感の共有、また自治会間の意見交換など、時間をかけて協議する場となっていることを考えますと、行政と自治会との関わり方が大きく変わったものと認識いたしております。

続きまして、2番目のご質問、自治会に対する行政のポリシーとはについてお答え申し上げます。

議員が述べられた自治会長からの意見の「負担を解消することは本来の自治会の活動目的からそれているのではないか」とのご意見につきましては、自治会長が感じる負担の要因として、町からの依頼業務が多いことに加え、自治会内部においては、自治会長や副会長などの役員に業務が偏重していることも要因であると認識いたしております。検討会の中で円滑に自治会運営を行っている自治会は、業務をうまく分散し、役員のみ負担が行かないように調整している自治会もございます。一方、自治会の中には過去からの慣例により、自治会業務のほとんどを自治会長が担っている自治会もあると聞き及んでおります。

しかしながら、町からの自治会に依頼している業務は資源回収の集積、管理などの環境美化活動や各種役員の推薦などの多岐にわたり、自治会長に負担が集中していることは、自治会長会議や自治会の在り方検討会の中での意見により認識いたしております。

こうした状況の中、議員の自治会長の要望に沿うだけで、自治会に対する行政のポリシーやスタンスを感じられないとのご意見につきましては、第一義的には現在自治会長が感じている負担について意見を聴くことから始まるものであると考えております。その上で、町として自治会の力を必要とする部分については、町の方針をお示しし、支援策を講じた上で自治会に協力依頼をしていきたいとの考えは議員と共通した認識でございます。

町の方針について、自治会が実施する防災訓練を一例として挙げさせていただきます。防災は、自己による自助、町などの行政による公助、自治会などの地域による共助のこの3つが災害対策の基本であり、それにより被害を最小限にすることが求められます。

町は災害発生時の初動において、全ての地域住民に対して支援を行うことはできません。こうした状況を補完するのがまさに地域力であり、在宅避難者や避難行動要支援者など、社会的弱者の支援に自治会の存在は欠かせないものでございます。そのためにも平時から地域での防災意識向上のために、防災訓練を通じた啓発活動や、地域

の社会的弱者などの支援をお願いしたいと考えております。

これが防災に対する町の方針でございますが、漠然と防災訓練の実施を求めることは、自治会のやらされ感や負担感につながる要因でもございます。そこで、防災訓練を行う際には町が訓練の目的を明確化することや、訓練メニューを支援することにより、地域の皆さんが高い関心を持ち、住民間の連携が高まるよう工夫してまいりたいと考えております。これは一例でございますが、いずれの分野につきましても、町の方針を真摯に伝え、理解を得ながら、自治会と今後も協働のまちづくりを実現してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、行政と自治会、おのこの役割分担を明確にすべきについてお答えを申し上げます。

行政と自治会の役割分担につきましては、2番目のご質問で防災訓練を例に町の方針とともにお伝えしたところでございますが、議員が例として挙げられた敬老会の役割分担につきましては、昨年度自治会の在り方検討会でも協議された内容であり、敬老祝い金の今後を検討するに当たり、一つの案として協議を行いました。現状のコロナ禍にあっては集合型の敬老祝い事業は見送り、記念品配布に至ったところでございます。

今後は、議員がおっしゃられるように、どちらか一方に任せ切りではなく、事業が行政と自治会が協働で行うべき事業であるかどうかを踏まえ、行政が担うべき部分と自治会が担うべき部分を明確にした上で、行政だけではカバーできない部分、または地域が行うことについて自治会の力をお借りしたいと考えております。

また、今後はこれまで自治会に依頼していた事業につきましても、自治会以外のボランティア団体などと連携していくことも重要であると考えております。例えば、地域福祉分野におきましては、現在町内に32の高齢者サロン団体がございます。町内各所に約1か月に1回程度サロンが実施され、高齢者の居場所づくりを自治会以外のボランティア団体が展開していることから、これまで自治会が実施していた事業を他の団体がそれぞれに特化した役割を幅広く担っていただくことが、自治会の負担軽減のみならず、地域活性化にもつながるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、町が行政と自治会の役割を明確にすることが自治会にとって業務の押しつけと取られないように、今後も自治会の在り方検討会や自治会長会議においてそれぞれの役割を確認しながら協議を継続していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

ここ最近、平島においても訃報が続き、高齢者の独り暮らしや空き家が発生するケースが現実起きています。このような状況がますます進んでいく中で、自治会の存続を危惧するばかりであります。老人会にばかり、子ども会にしてもしかりです。5年先にはこのような状況になっているのではなく、5年先はこのような状況でなければならぬといった、それぞれ行政の考える姿を明確にし、まずは行政が主体性を持って取り組んでいただきたいと思えます。行政の要でもある教育、防災、ごみ、または火葬場がないなど、この岐南町は広域連携や依存などが多く、自己が主体となる決断をするということが他市町村に比べて少ない町だと感じています。であるからこそ、全国でも問題となっているこの自治会問題など、こういったものは協議を経て、岐南モデルといった独自の施策を打ち出していただければとも考えております。

それでは、2項目めの質問をさせていただきます。2項目めは、行政の考える防災について。

岐南町は全域が平坦な土地柄、災害といっても河川の氾濫や山崩れなどの災害はほぼ皆無に等しく、起こり得る災害とは地震くらいなものだと思います。コロナ禍ということもあって防災訓練が中止となっておりますが、先月、3年ぶりに防災訓練が実施されました。内閣府から令和4年度の総合防災訓練大綱が示されており、意義や目的、基本方針などが記載されております。この中に「地方公共団体等における防災訓練等」という項目もあります。

今回、防災訓練と銘打っておられましたが、県や他市町の総合防災訓練とは内容やイメージが少々異なっているように感じましたが、それはさておき3点の質問をさせていただきます。

1つ目、今回の目的は、主に共助や自助の部分、防災意識の啓発や意識高揚となっていたようですが、3年ぶりの総合防災訓練という名称からも、実施に向けて住民の参加を高めるべくどのようなアナウンスをされたのかお教えてください。

また、住民の参加状況や実施の効果、今後に向けての課題点をお話ください。

行政側も災害初動期の体制確立という目的が掲げられていましたが、職員、消防団、二町教育委員会の教職員、議員の活動状況についても併せてお尋ねします。

2つ目、前の質問のとおり、今回の訓練は共助や自助の部分に主体を置いた訓練だったかと思いますが、総合防災訓練大綱の項目にある地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進、地域の防災力を高めるため、地区防災計画に基づいた訓練等、自主防災組織を中心とする地域住民が自ら実施し、幅広い層が連携、参加する防災訓練の普及に努めるという点について、行政はこの訓練以外で住民や自治会に対し平常

時にどのような活動、啓発や推進の方法など、具体的にお話してください。いわゆる行政の防災に対するポリシーを伺います。

最後、3点目です。訓練での話の中で、避難所の最初の開設の場所は3小学校であるという話を聞きました。であれば、その校内に防災備蓄倉庫が当然のごとくあってしかりなのかなと感じる部分がありましたが、設置されていないのはなぜでしょうか。地震などでは道路の寸断などがあれば、用品等の運搬時に車両の使用ができないことは想定できると思います。また、車中避難場所として運動場を想定されていましたが、東小学校などはどの校門も幅が狭く、災害時の混乱下ではスムーズな出入りができないのではと思います。学校おける防災備蓄倉庫の設置、車中避難場所としての環境整備についてお考えをお尋ねします。

以上、3点のご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松本議員の2項目め、行政の考える防災についての1番目のご質問、総合防災訓練という名称で訓練実施の状況はどうであったかについてお答えを申し上げます。

今年度実施いたしました総合防災訓練は、昨年度新型コロナウイルス感染拡大により実施できておりませんでしたので、2年ぶりの開催となりました。本来であれば、多くの町民に参加していただき、防災知識の向上と防災意識の高揚を図ることが重要でございますが、今年8月の新型コロナウイルス第7波の影響により、町民全体の方が参加していただくことを断念し、今回のように参加人数を絞った上で実施することといたしました。

今回の総合防災訓練におきましては、南海トラフ地震の発生を想定し、町民の皆様には地震が発生した際に、第一に身を守る行動であるシェイクアウト訓練を実施していただくよう、自治会長会議及び防災行政無線において周知をいたしました。

住民の参加状況につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、各自治会につき5名までの参加をお願いし、東小学校区47名、13自治会、西小学校区38名、11自治会、北小学校区36名、9自治会の3小学校区の全体で121名の参加をいただきました。また、職員124人、消防団33人、小学校教諭3人、合計281人が訓練に参加をいたしました。

今回の防災訓練は、校区别で小学校体育館を使用し、防災に対する知識向上と意識高揚を図ることを目的として実施いたしました。避難所運営につきましては、感染症対策を盛り込んだ上で、自治会の皆様実際に防災備品に触れていただくことといたしました。マニュアルに即した運営だけではなく、より実践を意識して行動につなげ

ていただけるような工夫をしたことは、防災意識を高める一助になったと認識いたしております。

今後に向けての課題はどの点につきましては、コロナ禍での開催にあっては人数制限をせざるを得なく、多くの町民に参加していただくことができなかったことが挙げられます。また、羽島郡広域連合や自衛隊、警察など、他の関係機関と町との連携確認ができなかったため、課題のあぶり出しとはいかないものの、今後は連携実施をしていき、その過程で見えてくるのではないかと考えております。

なお、全国で起こった過去の災害において多くの問題が浮き彫りになるのは避難所運営であるとされております。今後は避難所運営につきましては、町においても過去の事例を研究し、自治会の皆様と一緒に考えていかなければなりません。

第2に、職員、消防団、二町教育委員会の教職員等における活動状況でございますが、職員は本部から指示された内容について実際に資機材を使用するなどの訓練を実施し、災害初動対応について課題を洗い出すこともでき、意義ある訓練ができたものと認識いたしております。

消防団につきましては、地域防災の要として、避難所での初動に必要な資機材の取扱いを訓練で学んでいただきました。さらに、防災訓練当日には参加された方に対して資機材の組み立てや取扱い方法なども説明していただき、訓練協力をいただきました。

コロナ禍での避難所運営につきましては、体育館だけではなく、校舎も使用することとなることから、羽島郡二町教育委員会や校長会の協力の下、実施し、防災訓練当日には学校の教諭から利用方法についてご説明をいただきました。

続いて、2番目のご質問、防災に関する平常時の活動と行政と住民との関わり方とはについてお答えを申し上げます。

今年度の防災訓練は新型コロナウイルス感染拡大を鑑みて、他の機関との連携を行わず、参加していただく町民も人数制限を行った上で実施いたしました。訓練内容は、コロナ禍での避難所運営について、必要備品に触れていただきながら、自助、共助の重要性について考える機会とし、防災意識の高揚と知識の向上につながるよう実施したものでございます。

防災訓練以外で町が住民や自治会に対して平常時に行っていることは、水防法に基づき洪水ハザードマップを策定し、豪雨災害時の適切な避難行動、命を守る行動が取れるよう周知しており、本町に転入される方に配布をいたしております。また、防災行政無線の貸出しや町公式LINEの周知なども転入の際には説明しており、多様な情報伝達手段が確立できるよう努めております。

ほかにも、防災リーダーを育成するための防災士資格取得に対する助成金、地震の際に二次災害発生を防ぐため、感震ブレーカー設置に対する助成、危険ブロック塀の除去に対する助成について要綱を定め運用いたしております。

自治会の活動に対する助成としましては、自治会絆づくり交付金におきまして、防災に関する活動や防災備品等の購入に使用できるよう実施いたしているところでございます。

次年度以降の防災訓練に関しましては、コロナ禍ということもあり、現段階では未定ではございますが、防災訓練を実施するには自治会長のご協力が不可欠であると考えております。町から訓練メニューを提示し、各自治会が実施内容を選択できるようにすることで、自治会長の防災訓練企画に対する負担を軽減しつつ、自助、共助の重要性が学べ、防災意識高揚につながるよう自治会在り方検討会等で自治会長と検討を重ね進めてまいります。

続いて3番目のご質問、最初の避難所となる学校の環境整備は整っているかについてお答えを申し上げます。

現在、町で所有している防災備蓄倉庫は、西小学校の東にある防災備蓄倉庫だけであり、各学校敷地内には適切な設置場所がないことから設置していないのが現状でございます。しかしながら、各学校区に防災備蓄倉庫を整備することは、災害時に緊急物資をいち早く避難所へ届けるためにも必要なことでございます。西小学校の東にある防災備蓄倉庫だけでは不足しつつあり、リスク分散の面からも各小学校区に防災備蓄倉庫を整備する必要があることは認識いたしております。今後、新たな防災備蓄倉庫の設置及び学校敷地内や町民センターにも一部配置することができないか、検討してまいります。

また、避難物資等の運搬につきましては、家屋倒壊などによる道路寸断のリスクは確かにございますが、交通の要衝である本町におきましては、山間地のような孤立する場所は想定しておりません。県の緊急輸送道路と拠点避難所を結ぶ道路は確保されており、町職員の緊急措置と災害応援協力協定締結事業者への依頼により対応可能と考えております。

また、車中避難に関しましては、過去の大規模地震発生後において、必ず検証されている事案でございます。車中避難は過去の災害からエコノミークラス症候群の発症リスクもあることから推奨するものではございませんが、車中泊を前提とした避難について想定していかなくてもなりません。議員ご指摘のように、災害時の混乱下では学校グラウンドへのスムーズな出入りができない可能性はあると考えますが、今後地震災害時の拠点避難となる学校において、検証を重ねながら災害時にスムーズな運用

ができるよう検討いたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

—————◇—————

○議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。明日12月16日午後1時から会議を開きます。

午後1時37分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

松 原 浩 二

岐南町議会議員

櫻 井 明